

カナリヤの詩^{うた}

CANTUS CANARIARUM

第 158 号

2008 年 8 月 2 日

目次

1P 写真「ひまわり」 云々サナ・男性 2007.10

2P~ オウゴン集團の現状 雲口 2008.6

8P 絵 云々家者 旧姓 佐伯一明

9P~ 富城刑務所便り 云々サナ

12P 松井丹波士一選 戒委員 会へ。 雲口

ひまわり 2007.10. 云々サナ・男性



オウム集団の現況

2008. 6. 2 弁護士滝本太郎

1 概要

オウム真理教は、1995年5月、教祖麻原が逮捕されて以来、いくつかの分派に分かれつつ、未だ残存している。これらは教祖に100%の服従を誓った出家者と、他の一般の仕事をしつつ道場に通うなど信仰している在家とに分れる。1995年当時の出家者は3000人だったが現在は各派あわせて340人ほどであり、在家者は15000人だったが現在各派あわせて1000人ほどだと思われる。大半が地下鉄サリン事件以前に入信した麻原への絶対的帰依心の強固な者である。また、別にロシアには当時信者が3-5万人いたが少なくとも数十人が残存していると思われる。

刑事事件としては、1995年3月以前の事件による主要幹部の逮捕・裁判のほか、その後の薬事法違反、労働者派遣法違反、詐欺罪などで随時、逮捕・裁判がなされている。

また、破壊活動防止法の解散命令は棄却されたが、新たに団体規制法が成立してその観察処分がされている。宗教法人としては解散決定がされており、また破産決定もされている。破産による人身被害者への配当は、破産決定時の財産に加えて、後の教団から賠償させて40%ほどとなって2008年終結予定。2008年6月、約20%の金額を国が補償する法律が成立予定である。

2 1995年3月以降の経過概要

1995年3月～ 主要幹部、教祖らが逮捕される。教祖らは長く接見禁止

1995年10月30日 裁判所が宗教法人として解散決定、1996年1月30日確定

1995年12月 公安調査庁が破壊活動防止法の適用を申請

1996年3月28日 裁判所が、法人につき破産宣告

1996年6月 教団は、長男(3歳)と次男(2歳)を教祖とし、これ以降その姉らによる説法修行を行う。

1997年1月31日 公安審査委員会が、破壊活動防止法の解散命令の適用を棄却。この頃までは、教祖から教団に対して獄中指令があった。

1998年4月24日 オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律が成立した。人身被害者への賠償を税金などより優先させる。

1999年4月 各地域住民、自治体による排斥運動、「オウム真理教対策関係市町村連絡会」が結成される

教団は、東京都内の繁華街等で街頭パフォーマンスを行い復活をアピール

1999年9月 教団が休眠宣言

1999年12月3日「特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法」と「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」が成立。前者は破産決定後の教団財産から賠償させるためのもの、後者は「観察処分」と「再発防止処分」。再発防止処分は、報告に偽りがあったときなどに6ヶ月間、完全に活動を禁止するもの。

1999年12月17日 政府の省庁連絡会議「オウム真理教信者等に対する社会復帰対策の推進について」

1999年12月 上祐史浩が出所。

2000年1月 上祐提案による名称変更案、上祐方針(下記の7)

2000年1月 教祖の娘らが弟ら奪取事件により逮捕され、弟らも児童相談所に保護される。数ヶ月で終了。長男、次男を教祖とはしなくなる。だが、教祖の家族らには「お付の人」らがつく。脱会したとの名目にしている。この頃から二宮幹部グループが独立性を高める。

2000年2月1日 団体規制法に基づく観察処分が効力発生、以後3年ごとに更新されている。再発防止処分はまだ使われていない。

2000年2月4日 教団は、名称を「宗教団体・アレフ」として再編。

2000年7月1日 ロシアで松本智津夫の武力奪還・対日テロを図ったオウム信者逮捕(シガチョフ事件)

2002年1月 教団は、上祐史浩を代表とする。

2002年10月 教祖の妻が出所し、教団運営に関与してくる。

2003年2月 教団は、名称を「宗教団体・アーレフ」と改称。

2004年2月27日 教祖に死刑判決が下される。2006年9月15日に確定。

2007年3月2日 上祐派が「ひかりの輪」として独立。

2008年5月20日 「アーレフ」から「アレフ」「Aleph」に名称を変更。

3 教祖の動向

裁判においては、1996年4月の第一回公判では宗教的なことを述べたが、元信者から不利益な証言が出た後には証言妨害をするようになった。裁判官が交代したときの罪状認否においては、1件を除いて、自分の関与は否定しつつ、事件にオウム真理教が関与したことを認めていた。後に、弁護団が教祖の主張をそのまま述べないことから、弁護団とも面会拒否もするようになった。2004年2月の死刑判決の後、高等裁判所での弁護団と全く会わなくなった。弁護団は、意思疎通ができない被告人に訴訟能力はないとして、裁判所に出すべき書類を出さず、それを理由に2006年9月15日死刑判決が確定した。

教祖は、1996年の破壊活動防止法での審査においては、教祖は宗教的な言説や妄想のようなことを、好きなだけ述べていた。

家族や弁護士以外は面会禁止である。しかし教祖本人が面会を拒否している。2005年秋以降、出家者であった者が新たに弁護士資格を取って一人で面会したとのことで

ある。

4 その他刑事裁判被告人、出所者の動向

弟子の 12 人が死刑判決を受けているが、全員そのまま確定するかもしれない。無期懲役は 5 人。その多くが精神的にも脱会しており、現役の信者らに手紙で働きかけをしてきてきた。なお、未だ逃亡している者が 3 人いる。

微罪を除く事件での出所者は、数十名であり、一部は教団に戻っている。

5 教祖家族の動向

教祖は正妻との間に子供が 6 人いる。正妻と子どものうち 4 人は、教団からの金銭及びお付として脱会者名目にして 10 人ほどの収入により生活している。子どもらには事件内容を知らせず、また教祖の関与を否定する気養育が施されている。長女は精神異常となって入通院し、かつ生活保護を受けて独立している。19 歳の 4 女は事件内容を知って独立している。

他に認知はしていないが、1 人の女性との間に 3 人の子、1 人の女性との間に 2 人の子、1 人の女性との間に 1 人の子がある。その一部は教団の金銭で生活し、信者の一部が利用しようとしている。

6 分派の動向—まず少数分派から

1996 年頃、「中田グループ」ができた。元ヤクザだが信者であった中田が中心となっている。破壊活動防止法の適用を回避するためであろうが、代表と養子縁組を多くした。土産物屋や民宿を経営している。マスメディアに対して「脱会者」と称しているが、信仰を残しアレフとも人の交流がある。

1999 年頃、「ケロヨンクラブ」ができた。在家の女性信者が「私の胸の中に教祖がいる」などとして代表になったものである。経済的には子どもがいる女性信者らに生活保護を受給させて、そこから布施させていた。棒で叩かれて女性 1 人が死亡した。子どもは酒を飲まされる、火傷させられるなどの修行させられた。刑事裁判中に代表が病気により崩壊しつつある。

2000 年頃以降、アーレフ幹部である二ノ宮耕一が、独立採算制で「二宮グループ」を形成している。仏具などを輸入販売しており、10 人前後。アーレフに説法に来ることもあり、完全な分派とはなっていない。

2007 年、アーレフの幹部であった杉浦兄弟が脱会し、一軒家に 10 人以下で居住している。詳細は不明。

その他、占い、健康食品販売、マッサージ業などを、元信者らが集って始めているものもあるが、それぞれの程度信仰を残しているかは不明。

7 分派の動向—「ひかりの輪」

代表の上祐は、偽証罪などで刑務所に入っていたが 1999 年 12 月末に出所してきた。

2000年1月から教団の実権を次第に握り、2002年1月に代表となる。同年10月教祖の妻が出所してきて、二女、三女とともに、次第に教団に関与しはじめ、上祐は、2003年10月から教団内で活動を阻害される。

2006年7月、独立志向を明らかにして経済分離、2007年3月に脱会、5月独立。当初の専従会員57名、その他会員106名。なお、毎年1000－2000万円は賠償に尽くすとしている。

上祐は、麻原のすべての説法を使わないとし、麻原をすべて放棄するとしている。日本各地の神社を巡るなどしており、上祐が行くところには虹が出る、流の形の雲が出るなどとしている。収入源は主に、説法、修行、旅行企画への参加料である。朝日新聞など一部のマスメディアがオウム真理教とは別のものだと判断したために取り上げており、またインターネットなども使って勧誘活動が盛んである。

しかし、滝本は、これは観察処分を逃れるための「麻原隠し」に過ぎず、単なる分派であって、アレフが麻原を隠せない「子どもの過激派」であるのに対して、「大人の過激派」であると考えている。その理由は、「ひかりの輪」においては、オウム真理教での宗教的階層をそのまま使ってその者らが組織しており、以下に転載する2000年1月の上祐方針がもともと「麻原隠し」にあるからである。この点に、注意を要する。

2000年1月16日頃の会議内容－上祐提案の改革案

－1 「宗教団体アレフ」にする。

- ・組織の性格は、教団を拡大して尊師の死刑を止める。
- ・そして再開を可能にする。
- ・表向き、教祖や子どもなど麻原家を、外す。

－2 新たな布教活動として

- ・「21世紀サイバー教団」として、インターネットで布教活動をする。
- ・「アクエリアス教団」として、科学と宗教が合致した超人を育成する。
- ・「ホワイトフリーメーソン」として、オウム色を出さずに救済活動をする。企業活動の基盤をつくる。
- ・グローバル教団になるべく、イギリス・ロシアで、インターネットを活用して、布教、経済活動をする。

－3 声明では、麻原尊師の指示、関与を認める。

- ・謝罪し、被害補償活動を行う。
- ・被害者を「守護者」と呼ぶ。
- ・発表することで、マスコミを味方につける。

－4 観察処分について。

- ・立入り検査を逆利用して、危険性なしのアピールをする。
- ・職権濫用の告訴、国家賠償請求の前提として、証拠の保全に努める。
- ・大日本帝国に似ているとして、国民を味方につける。

－5 立入り検査に対する「対策マニュアル」

- ・法務部名で出す。
- ・訴訟、懲戒免職を求めるために、氏名・役職を確認し、写真を撮る。
- ・問題がないものはある程度見せるが、焦らしながら見せること。
- ・金庫や机は、鍵をかける。自分の机じゃないという。パソコンは、立ち上げを求められても、自分のパソコンじゃないのでパスワードを知らない。
- ・人の調査に対しては、立入り検査は設備や帳簿の調査が対象でしょう、という
- ・個人的に使用している者、団体に無関係などに対応する。

8 本流の動向－「Aleph」

1995 年の後、47 度Cほどの湯に入っただけの修行による死亡、で冬の富士山に一人で無謀に登った死亡などがあつた。これら遺体を撮影して「死を考える」修行などを行っている。

上祐が離れた後にも、2007 年アーレフの幹部であつた杉浦兄弟が脱会し、村岡も幹部から降りている。その理由は、社会に対して教祖の妻や三女などの関与を隠し続けることの矛盾、その妻や三女が男性信者と男女関係を持っているなど宗教上の矛盾に耐えられないことにあると思われる。

そこで、従来の下層幹部が幹部となりつつ、教祖の妻らが実権を握っていると見られる。残っているもともと幹部である野田は、疎外されている。同じく幹部の二宮は独立採算制で、たまに説法に来るだけである。

2008 年 5 月 20 日、共同代表を上田竜也、松下孝壽としている。出家者派 284 名、在家信者は 600 名ほどだと思われる。収入源はセミナーなどの参加料のほか、在家からの寄附、出家者を外に働きにいかせての収奪である。麻原説法のうち、目的の為に手段を選ばないという「ヴァジラヤーナ」説法は封印するとし、また毎年数千万円は賠償に尽くすとしている。

しかし、同日、「アーレフ」から、教祖がもともと獄中から指示した「アレフ」に名称を戻しており、麻原説法もビデオを含めてすべて使っている。「グルを語る会」や会場の照明を落とし大音量で麻原の説法などの映像を長時間連続視聴させる「特別ビデオ教学セミナー」などを実施している。また、施設の祭壇に掲げられている絵画の使用料の名目で、麻原の妻に対する経済的支援を継続している。親からの面会要請も容易に実現できない状態である。

9 真実の脱会者

日本における脱会者は、出家者で 2500 人以上、その他の信者で 2 万人ほど要ることとなる。破壊活動防止法の解散命令は適用されなかったから、脱会者に対しては法的な差別は許されないこととなっている。脱会者は、みな精神的な不安定を経験していると思われ、滝本の知るだけで十数人の自殺者がいる。

滝本は、1995 年 6 月、「カナリヤの会」を作った。滝本のみが全員の住所を知ってい

る。集まるのは元出家者のみとし、合計 150 名ほどが一度は来ている。末端から大幹部、刑務所からの出所者もいる。現在まで、会報は 400 部配布で 156 号まで、集まりは毎回 10 人前後、計 62 回。

この集まりに来るまでの心境の変化があれば、もはや教団に戻ることはないし自殺も止められる。しかし、誰でも数年間は、精神的に不安定であり、その後も社会復帰に精神的にも経済的にも苦労している。

脱会者の中には、許容できる範囲での占いなどで生活している者もあり、脱会者と信者との境界は、外側からは不鮮明になってきている。滝本は、組織から離れたかどうか、麻原をグルとしているか信仰しているかどうか、の問題と捉えている。

10 まとめ

オウム真理教は、破壊的カルトであると同時に、宗教でもあった。現段階では、諸官庁の監視と社会からの厳しい目によって、破壊的カルトの度合いを下げている。

しかし、私は、「アレフ」はグルへの帰依を公言する「子どもの過激派」であり、「ひかりの輪」はグルを当面隠して観察処分を逃れる為の「大人の過激派である」と判断している。社会が、この教団の自由を許容するようになれば、再びカルトの度合いを高めると確信する。

オウム教団の完全な崩壊こそ、社会の為にも真実の脱会者の為にも、そして一人一人の現役メンバーのためにも必要だと考える。

以 上

資料1－インターネットなど

英語－滝本の原稿「オウム裁判の 10 年」は、下記

http://www.jsopr.org/other/Aum_10years_E.pdf

英語－松本被告の死刑判決確定に伴うJSOPRの要請は、下記

<http://www.jsopr.org/other/statement20060915e.htm>

日本語－脱会者のサイトは下記であり、

<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/>

英語－そのうち幾つかを、不完全だが英語にした。資料2とする。

<http://www.cnet-sc.ne.jp/canarium/shuki/3-9.htm>

英語－観察処分の結果などは、下記の公安調査庁のホームページ

<http://www.moj.go.jp/ENGLISH/PSIA/psia03-03.html#01>

日本語－滝本太郎ブログは下記である。オウム情報など。

<http://sky.ap.teacup.com/takitaro/>

日本語－アレフのホームページは、下記の本部他がある。

<http://www.aleph.to/>

日本語－ひかりの輪のホームページは、下記の本部他がある。

<http://www.joyus.jp/hikarinowa/>



(元出家有 旧姓伍伯一明)

2005.6.22

1/3

拝啓。仙台もいよいよ梅雨入りしました。これから曇りや雨の天気が続きます。夏の暑さ、太陽よりも梅雨の方がましですが、そんなと今度はカビに苦しめられます。とっってもカビに負けるようなデリケートな身体ではありませんが。

6月7日、午前8時43分に発生した地震はかなり大きく揺れました。何年か前にもかなり大きな地震があり、新幹線が脱線して大騒ぎになりましたが、その時よりも大きく揺れました。震源に近い被災地では今も捜索が行われているようです。

刑務所の建物は頑丈なので阪神大震災級の大地震が来ても恐らく大丈夫です。仙台市の半数が倒壊するおそれのある地震でも舎房が壊れることはほとんどないと思います。ただ、工場の建物は古いので大丈夫だろうかという危惧があります。他にもいろいろありますが、どこかに引越すこともできませんので、出所するまでは注意しながら生活していくつもりです。

「カトリヤの詩」と本が届きました。お心遣い、ありがとございます。6月22日現在、手元にはありませんが、検閲が終わる24日頃には舎房に届くと思います。本の題名は忘れましたが、おもしろそうな本でしたので楽しみに待っています。ただ、前回の手紙でもお知らせしましたが、英語の勉強が忙しくて他のことに手が回がありません。やりたいことができているので、本当はうれしいのですが、やりたいことが夕過ぎて少々消化不良みたいです。

英語の通信講座を始めて3ヶ月が過ぎましたが、英文や英語の



音声に対する「気あくれ」のようなものが消えたおに感じます。テレビで外人が英語を話しているのを聞くと、半分以上は何を言っているのか何となくわかります。また、先日 英文のホームページの印刷物を差し入れてもらいました(コンシュータ関係のプリントです)、わからぬ単語がいっぱいあるのに、何となく何を言っているのかかわりました。英和辞典も届きましたので辞書を引けばもっとわかると思います。このおに、以前より比べれば大きく進歩した気がします。

ただ、まだまだなところもあります。先日 同因から『お茶を飲みに行かない?』はどういうの?と聞かれて即答できませんでした。日本語から英語への変換はどうもよくできません。これまで、音読や暗唱をしていますが、自らの意思を言葉に変換しているわけではないので、日本語から英語への変換がうまく行かないのかもしれない。これは今後の課題ですが、今のうちに毎日コツコツトレーニングに励めば、きちんとできるようになると思います。そのように努力するつもりです。

先月、邦画の「手紙」がビデオ放送されました。刑務所ではチャンネルが固定されているので一斉放送ができます。レンタルDVDや、テレビで放送されたものを録画して、別の日や時間に放送するのです。

「手紙」の主演はメモしていたので忘れられましたが、沢尻エリカや玉山鉄二等が出演していました。映画は強殺で無期刑になった兄と弟との手紙のやりとりを題材にしています。兄弟は両親がいない為、力を合わせて生活していましたが、弟の進学のために兄が働き過ぎ

3/3

体を壊します。その為バイトをクビになり、お金を稼ぐ為に盗みに入りすが、運悪く家主(老女)に見つかってしまいます。その結果、もみ合いとなり、兄は老女を殺してしまいました。この為、兄は無期刑となり、弟は「殺人の弟」として生きていくことになります。身につまされる映画でした。自分が事件を犯したのであれば自分だけが罰されるのは仕方のないことですが、身近にいる者が制裁を受けるのは本当に辛いものです。先生はお忙しい身なのでビデオを見る時間がないと思いますが、機会があればご覧ください。兄の発言の中には私もそのように思うという所もありましたので。

それではお体を大切にしてください。

敬具

平成20年6月22日

平田 悟

「松井武弁護士懲戒委員会へ」

第二東京弁護士会から、6月23日午前11時ピッタリあたりに「調査結果の通知」が来ました。

——2008年(平成20年)6月20日、第二東京弁護士会 会長庭山正一郎、調査結果の通知一本会は、平成18年(コ)第83号事件について調査した結果、綱紀委員会の議決に基づき、懲戒委員会に事案の審査を求めたので、綱紀委員会及び綱紀委員会に関する規則第59条の規定により、綱紀委員会の議決書を添えて通知致します。議決書、主文—懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする。——

議決書は、やたら大勢いる代理人名の欄を除いてA4の13ページです。その結語は下記

——5 結語

対象弁護士を松本の弁護人として選任した松本の次女などその親族が懲戒請求その他のクリームを申立てしているものではないとしても、対象弁護士の行為は、著しく妥当性を欠き正当な弁護活動の領域を超えたものであったといわなければならず、弁護士として品位を失うべき非行があったと認めることから、主文の通り議決する。

第二東京弁護士会 部会長大室俊三——

感想 対象弁護士らが控訴趣意書を出さなかったことから控訴棄却されたのであり、まさに弁護士としてしてはならないことでした。この結論は当然です。それにしても、時間がかかったものです。私は、死刑が確定した10日後に懲戒請求をしていたものです。綱紀委員会は請求から6ヶ月以内に可否をきめるべきとされているのに、1年半以上かかったのは異常です。本件は、もっぱら評価の点が論点であり、そんな時間を要するものではないはずです。既に仙台弁護士会では同一事案について昨年10月、松下明夫弁護士について綱紀委員会の議決を経て、懲戒委員会の審査にかかっています。第二東京弁護士会はさらに遅すぎたと思います。

審査と議決が遅れたが故に東京高裁からも懲戒請求をされたのであり、弁護士会の自治権を守ろうとする観点からも遅れたことが残念です。両弁護士会の懲戒委員会においては、速やかに懲戒処分を、それも厳しい懲戒処分がされることを期待しています。

窓口

かなりや

西條 八十

唄を忘れた金糸雀は、
後の山に棄てましよか
いえ、いえ、それはなりませぬ
唄を忘れた金糸雀は、
背戸の小藪に埋けましよか
いえ、いえ、それはなりませぬ
唄を忘れた金糸雀は、
柳の鞭でぶちましよか
いえ、いえ、それはかわいそう
唄を忘れた金糸雀は、
象牙の船に、銀の櫂
月夜の海に浮べれば
忘れた唄をおもいだす

『赤い鳥』(大正七年一月号)
岩波文庫『日本童謡集』より

◎ カナリヤは歌を思い
出す手助けをする。

◎ カナリヤは自分で自
分の歌(考え)を歌う。

◎ カナリヤは歌を歌え
なくなつた鳥を捨てる
のではなく、温かく見
守る。

(地球の揺りかごで)

発行 カナリヤの会

〒242-0021

神奈川県大和市中心2-1-15 パークロード大和ビル5階

大和法律事務所 窓口 滝本太郎 気付

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp

横浜銀行大和支店 普通 1343078 カナリヤの会 滝本太郎